

提出日：平成28年1月25日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線3544〕

財務部資産税課〔内線3112〕

<p>① 件 名</p>
<p>石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する特例について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】                  地域再生法の一部を改正する法律が、第189回通常国会で可決・成立した。                  同法は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域（三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）において本社機能を移転する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、国税及び県税を含む課税の特例適用のほか、当該条例の制定により固定資産税の不均一課税の特例を適用させることができるようになった。</p> <p>【目的】                  企業の地方拠点の強化及び移転を税制面から支援することにより、安定した良質な雇用創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出し、本地域経済の活性化を実現する。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】                  地域再生法                  地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕                  又は〔個別計画との整合性〕】                  石巻市総合計画基本計画                  第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち                  第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出するまち                  1 地域資源を活用する</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年8月10日 地域再生法の一部を改正する法律施行</li> <li>・平成27年8月31日 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令施行</li> <li>・平成27年10月2日 地域再生計画の認定</li> <li>・平成27年10月8日 地域再生計画の公示</li> </ul>
<p>⑤主な内容</p>
<p>1 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税                  地域再生法による宮城県作成の地域再生計画に基づき、企業が地方活力向上地域特定業務施設（本社機能としての事務所、研修所及び研究所）整備計画を地域再生計画の公示日から平成30年3月31日までに、県から認定を受け、同計画の認定の日から2年以内に計画に沿った建物、構築物、償却資産の特別償却設備で、合計取得価格が大企業で3,800万円（中小事業者、中小企業者及び連結法人等は、1,900万円）以上のものを新設又は増設した場合、新たに固定資産税が課税されることとなる年度以降3か年度に限り不均一課税を講じる。                  不均一課税を適用させる場合、税率は東京都23区から本社機能が地方活力向上地域に移転する移転型と地方活力向上地域内外からの本社機能の移転を含む増築の拡充型に区分される。（通常税率1.4%）</p> <p>(1) 税制上の優遇措置別税率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転型 1年目0.14% 2年目0.35% 3年目0.70%</li> <li>・拡充型 1年目0.14% 2年目0.47% 3年目0.94%</li> </ul> <p>※国から示された減収税額に対する補てん率により、上記税率を設定。</p>

<p>(2) 税率別事業区域（地方活力向上地域を指し、宮城県地域再生計画にて規定済み）  移転型事業の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法上の用途地域指定区域全域（新市街地及び須江地区産業用地を含む）</li> <li>・用途地域指定区域外は、ものづくり特区、愛ランド特区の復興産業集積区域等</li> </ul> <p>拡充型事業の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域指定の有無を問わず、ものづくり特区の復興産業集積区域</li> </ul> <p>※用途地域指定区域は、「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」、「商業地域」、「近隣商業地域」</p>
<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>
<p>1 市民への影響  東京23区からの企業移転、または東京23区以外からの本社機能移転を含む施設の増築等の拡充が促進される制度であり、本制度活用により産業の振興と雇用の拡大が図られる。</p> <p>2 市行財政への効果  固定資産税を軽減措置した場合の減収分は地方交付税により補填（減収分を基準財政収入額から控除）される。</p>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p>特例を活用することができる地域（区域）は県内全て（35市町村）が設定されている。</p>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p>
<p>平成28年2月 平成28年市議会第1回定例会に石巻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を提案。（公布の日から施行）</p>
<p><b>⑨その他</b></p>
<p>（参考）  固定資産税以外の活用できる地方税優遇措置  認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置  特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について宮城県が当該施設に課すべき事業税（移転を伴う場合のみ）、不動産取得税を軽減措置した場合の減収分を地方交付税により補填（減収分を基準財政収入額から控除）</p>